

(令和4年12月修正)

令和元年度における司法行政文書の管理の状況について

令和3年12月

最高裁判所事務総局秘書課

目 次

はじめに	4
I 対象裁判所	5
II 対象期間	5
III 報告の概要	5
1 ファイルの作成等の状況	5
(1) 保存しているファイル数	6
(2) ファイルの媒体の種別	6
2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況	7
(1) 移管・廃棄	7
(2) 保存期間の延長状況	8
ア 延長理由	9
イ 延長期間	9
3 文書管理に係る研修の実施状況	10
4 点検及び監査の実施状況	11
(1) 点検の実施状況	11
(2) 監査の実施状況	12
5 司法行政文書の紛失等の状況	13
(1) 司法行政文書の紛失等の状況	13
(2) 職員の処分の状況	14
6 秘密文書の管理状況	14
<資 料>	
資料 1 ファイルの保存数及び媒体の種別	17
資料 2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況	18

資料 3	保存期間の延長理由及び延長状況等.....	19
資料 4	研修の実施状況.....	20
資料 5	点検及び監査の実施状況.....	21
資料 6	紛失, 誤廃棄等の状況.....	22
資料 7	点検及び監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）.....	23

<令和4年12月修正部分>

令和3年12月（公表時）から次の点を修正しています。

6ページから12ページまでの下線で表示した部分

17、18、19、21ページの着色して表示した部分

※ 本文で引用している各通達は令和3年12月時点のものです。

はじめに

裁判所の文書の管理の在り方については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）附則第13条第2項において、同法の趣旨、裁判所の地位及び権能等を踏まえ検討を行うことと規定されている。

裁判所では、同法の趣旨を踏まえて、司法行政文書の管理について、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）、同日付け最高裁秘書第003546号秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「最高裁実施通達」という。）、同日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「下級裁実施通達」という。）及び平成30年11月30日付け最高裁秘書第4957号秘書課長通達「秘密文書管理要領について」（以下「秘密文書管理要領」という。）を定めること等により、司法行政文書の適正な管理を図ることとしている。その状況を把握するため、管理通達記第7の3においては、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の長は、司法行政文書の管理状況（地方裁判所にあつては、管内の簡易裁判所の管理状況を含む。）について、毎年度、秘書課長に報告しなければならないと定めており、同4においては、秘書課長は、毎年度、最高裁判所の管理状況及び当該報告について、その概要を公表することとされている。

本資料は、令和元年度における司法行政文書の管理の状況について、各裁判所からの報告を受け、最高裁判所の状況も加えた上でその概要を取りまとめたものである。

※ 割合で示した数値は、小数点以下第2位（特に注記をした場合を除く。）を四捨五入しているため、個々の数値の合算と合計とが一致しない場合がある。

I 対象裁判所

高等裁判所（8庁）、地方裁判所（50庁）及び家庭裁判所（50庁）（高等裁判所にあつては支部、地方裁判所にあつては支部及び管内の簡易裁判所、家庭裁判所にあつては支部及び出張所を含む。）

なお、地方裁判所及び家庭裁判所については、両裁判所の司法行政文書を一括して管理している場合があることから、両裁判所を合わせた数値を掲載している箇所がある（当該箇所にはその旨を注記した。）。

おつて、最高裁判所においても同様の調査を実施した。

II 対象期間

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の状況（※）
時点を問うものについては、令和2年4月1日時点の状況

※ ただし、令和元年度に新規に作成されたファイルについては、平成31年1月1日から令和2年3月31日までの間に作成されたものを対象としている。

III 報告の概要

1 ファイルの作成等の状況

裁判所の職員は、裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないとされている（管理通達記第3の1）。これに基づき、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有する「司法行政文書」（管理通達記第1の2の(1)）は、その保存期間を1年以上とする必要のないものを除き、能率的な事務の処理及び司法行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有するものを一の集合物（以下「ファイル」

という。)にまとめなければならないとされている(管理通達記第1の2の(6),第4の1)。

(1) 保存しているファイル数

裁判所が保存しているファイルの数は、表1のとおり、309,484ファイルであり、その内訳は、最高裁判所が12,366ファイル(4.0%)、高等裁判所が20,216ファイル(6.5%)、地方裁判所と家庭裁判所の合計が276,902(89.5%)となっている。

このうち、令和元年度に新規に作成されたファイルは、62,499ファイルであり、その内訳は、最高裁判所が2,240ファイル(3.6%)、高等裁判所が4,028ファイル(6.4%)、地方裁判所と家庭裁判所の合計が56,231ファイル(90.0%)となっている。

表1 保存しているファイル数

(各欄の上段の単位：ファイル)

ファイル数		各欄の上段の単位：ファイル			
		総数	最高裁判所	高等裁判所	地方裁判所及び家庭裁判所
令和元年度		<u>309,484</u>	12,366	<u>20,216</u>	<u>276,902</u>
		100.0%	4.0%	6.5%	89.5%
うち新規		<u>62,499</u>	2,240	<u>4,028</u>	<u>56,231</u>
		100.0%	3.6%	6.4%	90.0%

(注) 1 「うち新規」は、新規に作成されたファイル数で、内数を表す。
2 各欄の下段は、ファイル数に占める割合を表す。

(2) ファイルの媒体の種別

裁判所が保存している全てのファイル(309,484ファイル)について、その媒体の種別ごとにみると、表2のとおり、紙媒体が232,564ファイル(75.1%)、電子媒体が15,520ファイル(5.0%)、電子と紙の両方を含むものが61,400ファイル(19.8%)となっており、紙媒体

がその大多数を占めている。

なお、電子と紙の両方を含むファイルとは、1つのファイル中に電子媒体と紙媒体という異なる種別が含まれているものをいう。

表2 ファイルの媒体の種類別

(各欄の上段の単位：ファイル)

ファイル数 (再掲)		紙媒体	電子媒体	紙媒体と電子媒体の両方を含むもの	その他の媒体
令和元年度	309,484	232,564	15,520	61,400	0
	100.0%	75.1%	5.0%	19.8%	0.0%
うち新規	62,499	49,620	1,804	11,075	0
	100.0%	79.4%	2.9%	17.7%	0.0%

(注) 1 「電子媒体」は、CD、DVD、一元的文書管理システム等で管理されるファイルを表す。

2 「うち新規」は、当該年度に新規に作成されたファイル数で、内数を表す。

3 各欄の下段は、ファイル数に占める割合を表す。

2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況

(1) 移管・廃棄

ファイルは、適正な管理とともに効率的に業務に使用できるよう、適切に分類し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定することとされている（管理通達記第4の1の(3)及び2）。

そして、裁判所の各部署における司法行政文書の管理の実施の責任者である文書管理者は、ファイルの保存期間が満了したときは、保存期間及び保存期間の満了する日を延長又は移管をする場合を除き、当該ファイルを廃棄しなければならないとされており（管理通達記第6の2の(2)）、廃棄をしようとする場合、最高裁判所においては、あらかじめ、文書管理事務を総括する総括文書管理者と協議しなければならない（最高裁実施通達記第11の1の(1)）、下級裁判所においては、総括文書管理者の承認を得て、速やかに行わなければならない（下級

裁実施通達記第11の1の(1))。

なお、移管をすべき司法行政文書がまとめられているファイルについては、申合せに基づき、最高裁判所から内閣総理大臣に移管している（公文書等の管理に関する法律第14条第1項）。

裁判所において、令和元年度に保存期間が満了したファイル（当初満了予定であったが保存期間を延長したものを含む。）は、64,677ファイルであり、その移管・廃棄等の状況をみると、表3のとおり、「移管」することとされたものが81ファイル（0.1%）、「廃棄」することとされたものが61,534ファイル（95.1%）、「延長」することとされたものが3,062ファイル（4.7%）となっている。

表3 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄の状況

（各欄の上段の単位：ファイル）

保存期間満了ファイル数		移管	廃棄	延長
令和元年度	64,677	81	61,534	3,062
	100.0%	0.1%	95.1%	4.7%

（注） 各欄の下段は、ファイル数に占める割合を表す。

(2) 保存期間の延長状況

文書管理者は、現に監査、検査等の対象になっているもの、現に係属している訴訟や不服申立てにおける手続上の行為に必要とされるもの、開示の申出があったものといった特別な事由がある場合には、保存期間満了後も、それぞれに対応するため当該事由が終了するまでファイルを保存しなければならないこととされている（管理通達記第6の3の(1)）。

また、文書管理者が職務の遂行上必要があると認める場合についても、必要な限度において、一定の期間を定めて保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができることとされている（管理通達記第6の3の(2)）。

ア 延長理由

表3において、令和元年度に保存期間が満了する予定であったが当該保存期間を「延長」することとした3,062ファイルについて、その延長の理由についてみると、表4のとおり、管理通達記第6の3の(1)に掲げる事由に基づき延長を行っているものは449ファイル（14.7%）であり、残る2,613ファイル（85.3%）は、同(2)に基づく職務遂行上の必要による延長となっている。

表4 保存期間の延長理由

（各欄の上段の単位：ファイル）

延長ファイル数（再掲）		管理通達記第6の3の(1)に基づく延長					管理通達記第6の3の(2)に基づく延長
		ア （監査・検査）	イ （係属する訴訟）	ウ （不服申立て）	エ （開示申出）		
令和元年度	3,062	<u>449</u>	12	6	1	<u>430</u>	<u>2,613</u>
	100.0%	<u>14.7%</u>	0.4%	0.2%	0.0%	14.0%	<u>85.3%</u>

（注） 各欄の下段は、延長ファイル数に占める割合を表す。

イ 延長期間

司法行政文書の保存期間は、管理通達で原則30年が上限とされているが、管理通達記第6の3の(2)により保存期間を延長することで、長期にわたって保存しているファイルも存在する。

30年及びその倍数の60年に着目してみると、管理通達記第6の3の(2)に基づき保存期間を延長した2,613ファイルのうち、表5のとおり、保存期間を30年以上延長したものが44ファイル、通算の保存期間が60年以上となったものが38ファイルとなっている。

表 5 保存期間の延長状況

(単位：ファイル)

管理通達記第 6 の 3 の(2)に基づき 保存期間を延長したファイル数（再掲）		保存期間を 30 年以上 延長したもの	通算の保存期間が 60 年以上となるもの
令和元年度	2,613	44	38

3 文書管理に係る研修の実施状況

司法行政文書の管理を適正かつ効果的に行うためには、文書管理の意義を十分に理解させるとともに、文書管理に必要な知識・技能を習得させ、及び向上させることが重要であり、総括文書管理者は、職員に対し、必要な研修を行うものとされている（管理通達記第 8）。

裁判所における研修の実施状況をみると、表 6 のとおり、延べ 223 回の研修を実施しており、このうち一般職員を主な対象とした研修（対象者が「その他」に該当するもの）が 133 回（59.6%）を占めている。

研修の参加職員数をみると、延べ 2,986 人が参加しており、そのうち各裁判所で実施した研修（「自庁で実施する研修」に該当するもの）への参加者が延べ 1,733 人であり、研修参加者の半数以上（58.0%）を占めている。

表6 研修の実施状況

(単位：回)

研修の実施回数		223
対象者別	新規採用職員	45
	転入者	15
	文書管理者又は文書管理担当者	30
	その他	133

(単位：人)

研修の参加職員数		2,986
自庁で実施する研修		1,733
自庁以外で実施する研修	人事院の職員研修（文書管理に係る講座を含むものに限る。）	0
	総務省のオンライン研修（公文書管理・情報公開等）	90
	上級庁で実施する研修	1,092
	その他	71

(注) 「上級庁」とは、高等裁判所にあつては最高裁判所を、地方裁判所及び家庭裁判所にあつては最高裁判所又は高等裁判所をいう。

4 点検及び監査の実施状況

文書管理者は、その管理する司法行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行うこととされている（管理通達記第7の1の(1)）。

また、裁判所における文書管理に関するコンプライアンスを確保するための責任者である監査責任者は、司法行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行うこととされている（管理通達記第7の1の(2)）。

(1) 点検の実施状況

裁判所の点検の実施状況をみると、表7のとおり、全文書管理者1,317人のうち、1,314人（99.8%）の文書管理者が点検を実施している。点検の内容としては、「保存期間が異なる文書を、区別して編てつしているか」、「個人的な資料を、共用のキャビネット等に保管していないか」、「ファイル管理簿を適切に作成しているか」などである。

これらの点検により、「一つのファイルに、1年以上の保存を要する文書と短期保有文書（決裁参考資料など）が混在している」、「共用のキャビネットや書庫、共有フォルダ内に、組織共用性のない個人的な資料が保管されている」、「ファイル管理簿に、文書が存在しないファイル（空ファイル）が記載されている」などの不適切事例が指摘され、各文書管理者において、改善措置が講じられている（資料7参照）。

なお、3人の文書管理者が点検を実施しなかった理由は、当該文書管理者が所属する部署において、ファイルとして管理すべき司法行政文書がないためであった。しかし、点検の必要性は、文書の有無に左右されないものであるため、全ての文書管理者において点検が実施されるよう注意喚起をした。

表7 点検の実施状況

（各欄の上段の単位：人）

文書管理者数		点検を実施		点検を未実施	
		人数	割合	人数	割合
令和元年度	1,317	1,314	99.77%	3	0.23%
	100.00%				

（注）1 本表については、小数点以下第3位を四捨五入している。

2 各欄の下段は、文書管理者数に占める割合を表す。

(2) 監査の実施状況

裁判所における監査の実施状況をみると、全ての裁判所（87庁）（地方裁判所と家庭裁判所の司法行政文書を一括して管理している場合はその庁を1として計上した数。以下(2)において同じ。）で文書管理に係る監査が実施されている。そのうち、78庁において、「ほかのファイルに編てつすべき文書が編てつされている」、「ファイル管理簿に、保存期間表にないファイルや、保存期間表と異なる保存期間が設定されたファイルを記載している」、「ファイル管理簿に記載されているファイルが存在しない」、「廃棄承認を得ているのに廃棄され

ていないファイルが存在した」などの指摘事項がみられ、改善措置等が講じられている（資料7参照）。

5 司法行政文書の紛失等の状況

(1) 司法行政文書の紛失等の状況

司法行政文書の紛失及び誤廃棄（以下5において「紛失等」という。）は、被害の拡大防止や事務への影響の最小化等の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であることに鑑み、文書管理者は、その管理する司法行政文書の紛失等が明らかとなった場合には、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない（管理通達記第7の2の(1)）。

令和元年度においては、各裁判所における文書管理に係る点検の結果などにより、表8のとおり、22件の紛失等事案が判明した。

これらの紛失等の原因としては、文書の保管が適切に行われておらず紛失したもの、廃棄時の確認を適切に行わなかったことで廃棄対象文書と混在し誤廃棄したものなどがみられた。

なお、これらの紛失等事案については、各裁判所において、総括文書管理者への報告がなされ、職員への指導、復元措置、業務手順の見直し等といった事案への対応、再発防止策等の措置がとられている。

○紛失等の事案と再発防止策の事例

➤ 司法行政文書の開示申出がなされたが、ファイルの所在が確認できず、調査した結果、文書が適切な場所に保管されておらず、紛失したものとされた事案

⇒ ・関係者への注意喚起、指導等

・業務手順、マニュアル等の見直し

(2) 職員の処分の状況

司法行政文書の紛失等のほか、文書管理に係る不適切事案が発生した場合には、当該事案の内容、社会への影響等を勘案した上で、必要に応じ、各裁判所において職員の処分を行うこととなる。令和元年度の紛失等事案及び不適切な文書管理に起因する職員の処分の状況をみると、表8及び表9のとおり、懲戒処分が行われた事案はなかった。

表8 紛失等の状況

(単位：件)

紛失等事案の件数	事案別		対応別							
			再発防止のための措置				その他			
	紛失	誤廃棄	関係者への注意喚起、指導等	関係者以外への注意喚起等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他	復元措置を行った件数	事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った件数	
令和元年度	22	13	9	19	12	16	0	7	0	0

(注) 1 必ずしも誤廃棄したとしない事案は、「紛失」に計上した。

2 「再発防止のための措置」については、1事案に複数の措置がとられているものがあるため、件数と当該措置の数の合計が一致しない。

表9 不適切な文書管理事案への対応

(単位：件)

紛失等を除く不適切な文書管理事案の件数 (懲戒処分が行われたものに限る。)	対応別					
	再発防止のための措置				その他	
	関係者への注意喚起、指導等	関係者以外への注意喚起等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他	事案の公表を行った件数	
令和元年度	0	0	0	0	0	0

6 秘密文書の管理状況

公表しないこととされている情報が記録された司法行政文書のうち秘密保全を要する司法行政文書（以下「秘密文書」という。）の管理として、極秘文書（秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある

情報を含む司法行政文書）及び秘文書（極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の司法行政文書）を指定し、秘密文書については、管理通達及び秘密文書管理要領にのっとり管理することとされている（管理通達記第9）。

令和元年度において新規作成したファイルに秘密文書が含まれるものはなかった。

<資料>

裁判所別内訳表

- 資料 1 ファイルの保存数及び媒体の種別
- 資料 2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況
- 資料 3 保存期間の延長理由及び延長状況等
- 資料 4 研修の実施状況
- 資料 5 点検及び監査の実施状況
- 資料 6 紛失，誤廃棄等の状況
- 資料 7 点検及び監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）

資料1 ファイルの保存数及び媒体の種類

(単位:ファイル)

裁判所名	ファイル数						
	紙媒体	電子媒体 (※2)	紙媒体と電子媒体 の両方を含む もの	その他の媒体 (※3)	うち令和元年度中に 新たに作成された数		
最高裁判所	12,366	7,525	459	4,382	0	2,240	
高等裁判所	東京	3,354	3,335	7	12	0	635
	大阪	2,531	1,646	266	619	0	484
	名古屋	2,017	1,388	209	420	0	381
	広島	3,017	2,228	185	604	0	583
	福岡	2,524	1,331	230	963	0	548
	仙台	3,064	1,907	257	900	0	610
	札幌	2,111	1,072	228	811	0	444
	高松	1,598	777	176	645	0	343
東京管内	東京 地裁	6,679	6,062	6	611	0	1,469
	東京 家裁	2,667	1,049	27	1,591	0	556
	横浜 地裁	6,263	5,755	3	505	0	1,223
	横浜 家裁	2,336	2,331	5	0	0	466
	さいたま 地裁	4,191	3,837	11	343	0	806
	さいたま 家裁	1,846	1,308	5	533	0	421
	千葉 地裁	6,176	5,786	5	385	0	1,070
	千葉 家裁	3,102	2,739	90	273	0	560
	水戸 地裁	3,535	3,535	0	0	0	816
	水戸 家裁	1,632	1,526	4	102	0	333
大阪管内	宇都宮 地裁	3,792	3,073	4	715	0	764
	宇都宮 家裁	1,881	1,405	94	382	0	370
	前橋 地裁	5,447	5,436	5	6	0	1,098
	前橋 家裁	2,266	1,259	1	1,006	0	454
	静岡 地裁	6,081	5,745	10	326	0	1,090
	静岡 家裁	2,755	1,943	4	808	0	485
	甲府 地裁	2,253	1,862	16	375	0	444
	長野 地裁	4,893	3,466	18	1,409	0	919
	新潟 地裁	6,325	6,052	14	259	0	1,153
	新潟 家裁	3,012	2,591	7	414	0	593
名古屋管内	大阪 地裁	4,893	3,870	464	559	0	1,008
	大阪 家裁	2,399	1,599	310	490	0	499
	京都 地裁	3,685	2,896	321	468	0	805
	京都 家裁	1,787	1,251	243	293	0	363
	神戸 地裁	6,189	5,333	246	610	0	1,332
	神戸 家裁	3,127	2,267	448	412	0	691
	奈良 地裁	2,507	1,729	358	420	0	500
名古屋管内	大津 地裁	3,195	1,825	325	1,045	0	709
	和歌山 地裁	3,924	2,902	514	508	0	845
	名古屋 地裁	5,642	4,878	235	529	0	1,062
	名古屋 家裁	2,405	1,446	46	913	0	458
	津 地裁	2,280	1,376	369	535	0	544
	津 家裁	817	359	177	281	0	220
	岐阜 地裁	3,323	2,288	76	959	0	562
	岐阜 家裁	626	485	48	93	0	117
	福井 地裁	3,081	1,881	296	904	0	707
	福井 家裁	2,751	1,829	308	614	0	572
広島管内	富山 地裁	1,620	844	403	373	0	324
	富山 家裁	2,544	1,037	175	1,332	0	477
	広島 地裁	5,683	4,946	73	664	0	1,200
	広島 家裁	2,489	2,054	78	357	0	526
	山口 地裁	7,357	6,169	37	1,151	0	1,439
	岡山 地裁	5,378	4,597	55	726	0	1,174
	岡山 家裁	2,598	1,966	23	609	0	530
福岡管内	鳥取 地裁	2,921	1,983	183	755	0	633
	松江 地裁	4,277	3,257	280	740	0	875
	福岡 地裁	4,556	3,582	289	685	0	1,038
	福岡 家裁	2,375	1,455	261	659	0	491
	佐賀 地裁	3,167	2,107	260	800	0	632
	長崎 地裁	3,453	2,859	182	412	0	683
	長崎 家裁	2,214	1,342	99	773	0	390
	大分 地裁	2,664	1,470	256	938	0	572
	熊本 地裁	3,906	3,063	189	654	0	773
	熊本 家裁	2,243	1,363	162	718	0	465
仙台管内	鹿児島 地裁	3,813	2,574	258	981	0	869
	宮崎 地裁	2,501	1,280	203	1,018	0	538
	宮崎 家裁	1,531	835	129	567	0	319
	那覇 地裁	2,398	1,437	257	704	0	519
	那覇 家裁	1,071	315	187	569	0	183
	仙台 地裁	4,833	3,907	177	749	0	1,029
	仙台 家裁	3,213	2,481	115	617	0	621
	福島 地裁	3,867	2,644	42	1,181	0	819
	福島 家裁	2,121	1,135	19	967	0	426
	山形 地裁	5,061	3,830	219	1,012	0	1,025
札幌管内	盛岡 地裁	6,093	4,145	252	1,696	0	1,070
	秋田 地裁	5,520	3,744	330	1,446	0	1,269
	青森 地裁	5,214	3,699	240	1,275	0	1,051
	札幌 地裁	6,026	4,933	479	614	0	1,208
	札幌 家裁	4,584	3,656	441	487	0	920
	函館 地裁	3,175	1,964	548	663	0	649
	旭川 地裁	3,896	2,699	397	800	0	809
	釧路 地裁	4,252	3,301	244	707	0	853
	高松 地裁	2,325	1,462	160	703	0	488
	高松 家裁	1,824	1,529	66	229	0	400
高松管内	徳島 地裁	3,721	2,719	118	884	0	682
	高知 地裁	3,382	2,272	257	853	0	714
	松山 地裁	4,597	3,713	61	823	0	952
計	309,484	232,564	15,520	61,400	0	62,499	
(割合)	100.0%	75.1%	5.0%	19.8%	0.0%	20.2%	

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない行は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

※2 「電子媒体」は、CD、DVD、一元的文書管理システム等で管理されるファイルを表す。

※3 「その他の媒体」は、紙媒体及び電子媒体のいずれにも該当しないファイルを表す。

裁判所名		令和元年度に保存期間が満了したファイル数			移管	
			廃棄	延長		
最高裁判所		2,347	1,782	484	81	
高等裁判所	東京	663	624	39		
	大阪	412	388	24		
	名古屋	319	303	16		
	広島	613	593	20		
	福岡	516	494	22		
	仙台	721	689	32		
	札幌	390	367	23		
	高松	287	277	10		
東京管内	東京 地裁	1,401	1,373	28		
	東京 家裁	545	543	2		
	横浜 地裁	1,400	1,370	30		
	横浜 家裁	484	483	1		
	さいたま 地裁	854	834	20		
	さいたま 家裁	356	355	1		
	千葉 地裁	1,344	1,293	51		
	千葉 家裁	650	619	31		
	水戸 地裁	693	673	20		
	水戸 家裁	309	306	3		
	宇都宮 地裁	920	700	220		
	宇都宮 家裁	439	434	5		
	前橋 地裁	1,083	1,064	19		
	前橋 家裁	449	443	6		
	静岡 地裁	1,141	1,132	9		
	静岡 家裁	600	580	20		
	甲府 地裁	510	496	14		
	甲府 家裁	985	966	19		
	長野 地裁	1,404	1,377	27		
	長野 家裁	627	607	20		
	新潟 地裁	1,189	994	195		
	新潟 家裁	461	449	12		
	大阪管内	大阪 地裁	816	769		47
	大阪管内	大阪 家裁	358	349		9
	大阪管内	神戸 地裁	1,295	1,241		54
	大阪管内	神戸 家裁	592	570		22
	大阪管内	奈良	470	437		33
	大阪管内	大津	590	572		18
	大阪管内	和歌山	809	773		36
	名古屋管内	名古屋 地裁	1,182	1,123		59
		名古屋 家裁	501	484		17
		津 地裁	439	434		5
		津 家裁	106	103		3
		岐阜 地裁	678	662		16
		岐阜 家裁	121	121		0
		福井	506	496		10
		金沢 地裁	446	432		14
		金沢 家裁	248	239		9
		富山	570	568		2
	広島管内	広島 地裁	1,251	1,197		54
		広島 家裁	532	514		18
		山口	1,839	1,823		16
岡山 地裁		1,311	1,280	31		
岡山 家裁		553	539	14		
鳥取		582	537	45		
松江		911	866	45		
福岡管内	福岡 地裁	1,089	1,019	70		
	福岡 家裁	531	493	38		
	佐賀	579	574	5		
	長崎 地裁	911	878	33		
	長崎 家裁	558	536	22		
	大分	515	502	13		
	熊本 地裁	832	790	42		
	熊本 家裁	408	374	34		
	鹿児島	817	799	18		
	宮崎 地裁	528	488	40		
	宮崎 家裁	344	315	29		
	那覇	539	537	2		
仙台管内	那覇 家裁	195	195	0		
	仙台 地裁	1,028	1,001	27		
	仙台 家裁	740	723	17		
	福島 地裁	808	808	0		
	福島 家裁	410	410	0		
	山形	1,154	1,079	75		
	盛岡	1,278	1,273	5		
	秋田	1,152	1,108	44		
札幌管内	青森	1,151	1,087	64		
	札幌 地裁	1,366	1,150	216		
	札幌 家裁	1,001	941	60		
	函館	582	565	17		
	旭川	814	759	55		
	釧路	964	908	56		
高松管内	高松 地裁	466	458	8		
	高松 家裁	322	310	12		
	徳島	637	624	13		
	高知	702	697	5		
	松山 地裁	914	887	27		
松山 家裁	524	509	15			
計		64,677	61,534	3,062	81	
(割合)		100.0%	95.1%	4.7%	0.1%	

※ 「地裁」及び「家裁」の表示がない行は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

裁判所名	保存期間を延長したファイル数(再掲)									
	管理通達記第6の3の(1)に基づく延長						管理通達記第6の3の(2)に基づく延長			
		ア (監査、検査等)	イ (訴訟手続)	ウ (不服申立手続)	エ (開示申出)		30年以上の 延長を行った もの	通算の保存期 間が60年以上 となるもの		
最高裁判所	484	70	0	2	1	67	414	11	10	
高等裁判所	東京	39	2	0	0	2	37	11	11	
	大阪	24	18	0	2	0	6	3	0	
	名古屋	16	0	0	0	0	16	0	0	
	広島	20	3	0	0	0	3	17	0	
	福岡	22	5	0	0	0	5	17	1	
	仙台	32	1	0	0	0	1	31	0	
	札幌	23	0	0	0	0	0	23	0	
	高松	10	3	0	0	0	3	7	0	
地方裁判所・家庭裁判所(※)	東京管内	東京 地裁	28	10	4	0	0	6	18	0
		東京 家裁	2	0	0	0	0	0	2	0
		横浜 地裁	30	1	1	0	0	0	29	0
		横浜 家裁	1	1	0	0	0	1	0	0
		さいたま 地裁	20	0	0	0	0	0	20	0
		さいたま 家裁	1	0	0	0	0	0	1	0
		千葉 地裁	51	3	0	0	0	3	48	0
		千葉 家裁	31	0	0	0	0	0	31	0
		水戸 地裁	20	0	0	0	0	0	20	0
		水戸 家裁	3	0	0	0	0	0	3	0
		宇都宮 地裁	220	1	0	0	0	1	219	0
		宇都宮 家裁	5	1	0	0	0	1	4	0
		前橋 地裁	19	1	0	0	0	1	18	0
		前橋 家裁	6	0	0	0	0	0	6	0
	静岡 地裁	9	1	0	0	0	1	8	0	
	静岡 家裁	20	1	0	0	0	1	19	0	
	甲府 地裁	14	0	0	0	0	0	14	0	
	長野 地裁	19	2	0	0	0	2	17	17	
	新潟 地裁	27	1	0	0	0	1	26	0	
	新潟 家裁	20	0	0	0	0	0	20	0	
	大阪管内	大阪 地裁	195	77	0	1	0	76	118	0
		大阪 家裁	12	1	0	0	0	1	11	0
		京都 地裁	47	9	0	0	0	9	38	0
		京都 家裁	9	2	0	0	0	2	7	0
		神戸 地裁	54	2	0	0	0	2	52	0
		神戸 家裁	22	2	0	0	0	2	20	0
		奈良 地裁	33	16	0	0	0	16	17	0
	名古屋管内	大津 地裁	18	2	0	0	0	2	16	0
		和歌山 地裁	36	2	0	0	0	2	34	0
		名古屋 地裁	59	2	0	0	0	2	57	0
		名古屋 家裁	17	1	0	0	1	16	0	
		津 地裁	5	5	3	1	0	1	0	
		津 家裁	3	3	2	0	0	1	0	
岐阜 地裁		16	1	0	0	0	1	15		
岐阜 家裁		0	0	0	0	0	0	0		
福井 地裁		10	2	0	0	0	2	8		
金沢 地裁		14	0	0	0	0	0	14		
富山 地裁		9	0	0	0	0	0	9		
富山 家裁		2	1	0	0	0	1	1		
広島管内	広島 地裁	54	7	0	0	0	7	47		
	山口 地裁	18	0	0	0	0	0	18		
	山口 家裁	16	3	0	0	0	3	13		
	岡山 地裁	31	2	0	0	0	2	29		
	岡山 家裁	14	1	0	0	0	1	13		
	鳥取 地裁	45	2	0	0	0	2	43		
福岡管内	松江 地裁	45	2	0	0	0	2	43		
	福岡 地裁	70	3	0	0	0	3	67		
	福岡 家裁	38	0	0	0	0	0	38		
	佐賀 地裁	5	5	2	0	0	3	0		
	長崎 地裁	33	2	0	0	0	2	31		
	長崎 家裁	22	1	0	0	0	1	21		
	大分 地裁	13	1	0	0	0	1	12		
	熊本 地裁	42	1	0	0	0	1	41		
	熊本 家裁	34	3	0	0	0	3	31		
	鹿児島 地裁	18	2	0	0	0	2	16		
	宮崎 地裁	40	2	0	0	0	2	38		
	那覇 地裁	29	2	0	0	0	2	27		
	那覇 家裁	2	1	0	0	0	1	1		
	那覇 家裁	0	0	0	0	0	0	0		
仙台管内	仙台 地裁	27	1	0	0	0	1	26		
	福島 地裁	17	1	0	0	0	1	16		
	福島 家裁	0	0	0	0	0	0	0		
	山形 地裁	0	0	0	0	0	0	0		
	山形 家裁	75	2	0	0	0	2	73		
	盛岡 地裁	5	2	0	0	0	2	3		
	秋田 地裁	44	2	0	0	0	2	42		
青森 地裁	64	1	0	0	0	1	63			
札幌管内	札幌 地裁	216	127	0	0	0	127	89		
	函館 地裁	60	0	0	0	0	0	60		
	旭川 地裁	17	1	0	0	0	1	16		
	旭川 家裁	55	1	0	0	0	1	54		
	釧路 地裁	56	4	0	0	0	4	52		
	釧路 家裁	8	8	0	0	0	8	0		
	高松 地裁	12	2	0	0	0	2	10		
	徳島 地裁	13	1	0	0	0	1	12		
高松管内	高知 地裁	5	0	0	0	0	0	5		
	高松 地裁	27	2	0	0	0	2	25		
	松山 地裁	15	1	0	0	0	1	14		
計(割合)	3,062 100.0%	449 14.7%	12 0.4%	6 0.2%	1 0.0%	430 14.0%	2,613 85.3%	44 1.4%	38 1.2%	

※ 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

(単位:回)

(単位:人)

裁判所名	研修の実施回数					研修参加職員数						
	新規採用職員	転入者	文書管理者・文書管理担当者	その他	その他	自庁で実施する研修	人事院職員研修	総務省のオンライン研修	上級庁(※2)	その他		
最高裁判所	16	1	7	0	8	527	414	0	42	0	71	
高等裁判所	東京	9	3	1	1	4	52	45	0	0	7	0
	大阪	8	2	1	1	4	41	29	0	5	7	0
	名古屋	5	1	1	1	2	17	12	0	2	3	0
	広島	10	2	0	0	8	22	9	0	7	6	0
	福岡	3	1	0	0	2	32	9	0	16	7	0
	仙台	5	1	0	0	4	12	4	0	5	3	0
	札幌	4	1	0	0	3	19	3	0	11	5	0
	高松	6	1	0	0	5	12	6	0	2	4	0
	東京管内	東京 地裁	1	0	0	0	1	68	54	0	0	14
	東京 家裁	2	0	0	0	2	57	28	0	0	29	0
	横浜 地裁	1	0	1	0	0	7	3	0	0	4	0
	横浜 家裁	0	0	0	0	0	14	0	0	0	14	0
	さいたま 地裁	1	0	0	0	1	50	40	0	0	10	0
	さいたま 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	千葉 地裁	4	4	0	0	0	24	15	0	0	9	0
	千葉 家裁	2	2	0	0	0	22	11	0	0	11	0
	水戸 地裁	2	0	0	1	1	29	19	0	0	10	0
	水戸 家裁	1	0	0	1	0	12	4	0	0	8	0
	宇都宮 地裁	1	0	0	0	1	21	16	0	0	5	0
	宇都宮 家裁	1	0	0	0	1	9	7	0	0	2	0
	前橋 地裁	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6	0
	前橋 家裁	7	1	0	0	6	32	30	0	0	2	0
	静岡 地裁	1	0	0	1	0	30	14	0	0	16	0
	静岡 家裁	1	0	0	1	0	8	2	0	0	6	0
	甲府	9	2	0	0	7	94	83	0	0	11	0
	長野	2	0	0	1	1	29	21	0	0	8	0
	新潟 地裁	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7	0
	新潟 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪管内	大阪 地裁	1	0	0	0	1	91	24	0	0	67	0
	大阪 家裁	3	0	0	2	1	69	36	0	0	33	0
	京都 地裁	2	2	0	0	0	32	9	0	0	23	0
	京都 家裁	1	0	0	0	1	32	13	0	0	19	0
	神戸 地裁	1	0	0	0	1	61	33	0	0	28	0
	神戸 家裁	2	0	0	1	1	29	9	0	0	20	0
	奈良	3	3	0	0	0	18	5	0	0	13	0
	大津	2	0	0	1	1	61	49	0	0	12	0
	和歌山	1	0	0	0	1	18	5	0	0	13	0
	名古屋管内	名古屋 地裁	2	0	0	1	1	93	42	0	0	51
名古屋 家裁		2	0	0	1	1	69	41	0	0	28	0
津 地裁		3	1	0	0	2	39	36	0	0	3	0
津 家裁		2	0	0	0	2	15	12	0	0	3	0
岐阜 地裁		12	3	1	1	7	70	45	0	0	25	0
岐阜 家裁		9	3	0	1	5	15	8	0	0	7	0
福井		8	1	2	2	3	54	48	0	0	6	0
金沢 地裁		4	0	0	2	2	64	59	0	0	5	0
金沢 家裁		4	0	0	2	2	27	19	0	0	8	0
富山		4	0	0	1	3	63	55	0	0	8	0
広島管内	広島 地裁	3	1	0	1	1	64	33	0	0	31	0
	広島 家裁	1	0	0	1	0	25	13	0	0	12	0
	山口	0	0	0	0	0	30	0	0	0	30	0
	岡山 地裁	0	0	0	0	0	24	0	0	0	24	0
	岡山 家裁	0	0	0	0	0	14	0	0	0	14	0
	鳥取	0	0	0	0	0	14	0	0	0	14	0
	松江	0	0	0	0	0	17	0	0	0	17	0
福岡管内	福岡 地裁	9	1	0	0	8	47	17	0	0	30	0
	福岡 家裁	9	2	0	0	7	25	8	0	0	17	0
	佐賀	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0
	長崎 地裁	1	0	0	0	1	31	18	0	0	13	0
	長崎 家裁	1	0	0	0	1	21	18	0	0	3	0
	大分	3	1	0	1	1	26	18	0	0	8	0
	熊本 地裁	3	0	1	1	1	24	20	0	0	4	0
	熊本 家裁	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0
	鹿児島	3	1	0	1	1	44	27	0	0	17	0
	宮崎 地裁	1	0	0	0	1	16	13	0	0	3	0
	宮崎 家裁	1	0	0	0	1	5	3	0	0	2	0
	那覇 地裁	0	0	0	0	0	16	0	0	0	16	0
	那覇 家裁	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0
仙台管内	仙台 地裁	1	0	0	0	1	35	15	0	0	20	0
	仙台 家裁	1	0	0	0	1	18	4	0	0	14	0
	福島 地裁	0	0	0	0	0	22	0	0	0	22	0
	福島 家裁	0	0	0	0	0	11	0	0	0	11	0
	山形	1	0	0	0	1	21	8	0	0	13	0
	盛岡	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0
	秋田	1	0	0	0	1	20	18	0	0	2	0
青森	0	0	0	0	0	12	0	0	0	12	0	
札幌管内	札幌 地裁	1	0	0	0	1	46	18	0	0	28	0
	札幌 家裁	1	0	0	0	1	17	3	0	0	14	0
	函館	1	0	0	0	1	11	1	0	0	10	0
	旭川	2	0	0	0	2	35	19	0	0	16	0
	釧路	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7	0
高松管内	高松 地裁	3	0	0	1	2	36	21	0	0	15	0
	高松 家裁	4	1	0	1	2	7	4	0	0	3	0
	徳島	0	0	0	0	0	10	0	0	0	10	0
	高知	0	0	0	0	0	16	0	0	0	16	0
	松山 地裁	4	3	0	0	1	24	8	0	0	16	0
	松山 家裁	0	0	0	0	0	10	0	0	0	10	0
計	223	45	15	30	133	2,986	1,733	0	90	1,092	71	

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

2 「上級庁」とは、高等裁判所においては最高裁判所を、地方裁判所及び家庭裁判所においては最高裁判所又は高等裁判所をいう。

資料5 点検及び監査の実施状況

(単位:人)

(単位:人)

裁判所名	文書管理者数(※2)			監査の実施の有無(※3)			【参考】 文書管理 担当者数 (※2)
		点検を 実施	点検を 未実施	指摘事項の有無 (※4)	改善措置の実施 の有無(※4)		
最高裁判所	43	43	0	○	○	○	87
高等裁判所	東京	9	9	○	○	○	22
	大阪	6	6	○	○	○	40
	名古屋	8	8	○	○	○	16
	広島	7	7	○	○	○	14
	福岡	7	7	○	○	○	17
	仙台	7	7	○	○	○	23
	札幌	5	5	○	○	○	10
	高松	5	5	○	○	○	5
東京管内	東京 地裁	24	24	○	○	○	22
	東京 家裁	12	12	○	○	○	18
	横浜 地裁	21	21	○	○	○	33
	横浜 家裁	9	9	○	○	○	13
	さいたま 地裁	21	21	○	○	○	17
	さいたま 家裁	8	8	○	○	○	9
	千葉 地裁	24	24	○	○	○	31
	千葉 家裁	12	12	○	○	○	19
	水戸 地裁	21	21	○	○	○	13
	水戸 家裁	9	9	○	○	○	3
	宇都宮 地裁	14	14	○	○	○	7
	宇都宮 家裁	8	8	○	○	○	0
	前橋 地裁	18	18	○	○	○	8
	前橋 家裁	8	8	○	○	○	5
	静岡 地裁	14	14	○	○	○	9
	静岡 家裁	8	8	○	○	○	18
	甲府	13	13	○	—	—	0
	長野	30	30	○	○	○	14
	新潟 地裁	16	16	○	○	○	18
	新潟 家裁	9	8	1	○	○	15
大阪管内	大阪 地裁	26	26	○	○	○	13
	大阪 家裁	8	8	○	○	○	11
	京都 地裁	22	22	○	○	○	31
	京都 家裁	9	9	○	○	○	22
	神戸 地裁	29	29	○	○	○	8
	神戸 家裁	14	14	○	○	○	6
	奈良	16	16	○	○	○	8
	大津	17	17	○	○	○	7
	和歌山	21	21	○	○	○	7
	名古屋 地裁	18	18	○	○	○	30
名古屋管内	名古屋 家裁	9	9	○	○	○	7
	津 地裁	18	18	○	○	○	7
	津 家裁	8	8	○	○	○	3
	岐阜 地裁	15	15	○	○	○	4
	岐阜 家裁	7	7	○	○	○	3
	福井	16	16	○	○	○	8
	金沢 地裁	9	9	○	○	○	6
	金沢 家裁	8	8	○	○	○	4
	富山	15	15	○	○	○	8
	富山 地裁	20	20	○	○	○	17
広島管内	広島 家裁	9	9	○	○	○	9
	山口	28	27	1	○	○	13
	岡山 地裁	17	17	○	○	○	1
	岡山 家裁	7	7	○	○	○	0
	鳥取	14	14	○	○	○	8
	松江	22	22	○	○	○	14
	福岡 地裁	24	24	○	○	○	51
	福岡 家裁	15	15	○	○	○	17
福岡管内	佐賀	15	14	1	—	—	7
	長崎 地裁	22	22	○	○	○	4
	長崎 家裁	10	10	○	—	—	4
	大分	21	21	○	○	○	7
	熊本 地裁	17	17	○	○	○	31
	熊本 家裁	14	14	○	○	○	13
	鹿児島	33	33	○	○	○	12
	宮崎 地裁	13	13	○	○	○	16
	宮崎 家裁	6	6	○	—	—	9
	那覇 地裁	13	13	○	—	—	5
仙台管内	那覇 家裁	7	7	○	○	○	3
	仙台 地裁	17	17	○	○	○	12
	仙台 家裁	9	9	○	—	—	8
	福島 地裁	18	18	○	—	—	18
	福島 家裁	9	9	○	—	—	11
	山形	18	18	○	○	○	18
	盛岡	22	22	○	—	—	9
	秋田	27	27	○	○	○	22
	青森	20	20	○	○	○	8
	青森 地裁	24	24	○	○	○	31
札幌管内	札幌 家裁	13	13	○	○	○	5
	函館	14	14	○	○	○	7
	旭川	24	24	○	○	○	12
	釧路	23	23	○	○	○	10
	高松管内	9	9	○	○	○	5
高松 家裁	6	6	○	○	○	10	
徳島	18	18	○	○	○	20	
高知	17	17	○	○	○	17	
松山 地裁	13	13	○	○	○	6	
松山 家裁	8	8	○	○	○	6	
計	1,317	1,314	3	87	78	78	1,175
(割合)	100.0%	99.8%	0.2%				—

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値、監査の実施の有無等を記載している。

※2 文書管理者及び文書管理担当者は、令和2年3月31日時点の人数である。

※3 「○」は監査を実施したもの、「—」は○に該当しないものを表す。

※4 「○」は当該項目に該当するもの、「—」は○に該当しないものを表す。

裁判所名	紛失等事案の発生件数			再発防止のための措置(※3)							復元措置を行った件数	事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った件数(※4)
	紛失(※2)	誤廃棄		再発防止のための措置(※3)				その他					
				関係者への注意喚起、指導等	関係者以外への注意喚起、適正管理の徹底周知等	業務手順、マニュアル等の見直し							
最高裁判所	4	2	2	4	4	4	0	1	0	0	0		
高等裁判所	東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	大阪	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0		
	名古屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	福岡	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0		
	仙台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	札幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	高松	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地方裁判所・家庭裁判所(※1)	東京管内	東京 地裁	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
		東京 家裁	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	
		横浜 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		横浜 家裁	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0	
		さいたま 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		さいたま 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		千葉 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		千葉 家裁	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	
		水戸 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		水戸 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		宇都宮 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		宇都宮 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	前橋 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	前橋 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	静岡 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	静岡 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	甲府 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	長野 地裁	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0		
	新潟 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	新潟 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	大阪管内	大阪 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		大阪 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		京都 地裁	1	0	1	1	1	1	0	1	0	0	
		京都 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
神戸 地裁		1	1	0	1	0	1	0	1	0	0		
神戸 家裁		1	1	0	1	1	0	0	0	0	0		
奈良 地裁		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
大津 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
和歌山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
名古屋管内	名古屋 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	名古屋 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	津 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	津 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	岐阜 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	岐阜 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	福井 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	金沢 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	金沢 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	富山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
広島管内	広島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	広島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	山口 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	山口 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	岡山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	岡山 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	鳥取 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	松江 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
福岡管内	福岡 地裁	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0		
	福岡 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	佐賀 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	佐賀 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	長崎 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	長崎 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	大分 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	大分 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	熊本 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	熊本 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	鹿児島 地裁	2	1	1	2	0	1	0	0	0	0		
宮崎 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
那覇 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
那覇 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
仙台管内	仙台 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	仙台 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	福島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	福島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	山形 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	盛岡 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	秋田 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
青森 地裁	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0			
札幌管内	札幌 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	札幌 家裁	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0		
	函館 地裁	1	1	0	1	1	1	0	1	0	0		
	旭川 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	釧路 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	釧路 家裁	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0		
高松管内	高松 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	高松 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	徳島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	高知 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
高松管内	松山 地裁	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	松山 家裁	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0		
計	22	13	9	19	12	16	0	7	0	0			

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

※2 必ずしも誤廃棄したといえない事案は、「紛失」に計上した。

※3 「再発防止のための措置」については、1事案に複数の措置がとられているものがあるため、件数と当該措置の数の合計が一致しない。

※4 「懲戒処分」とは、裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)及び国家公務員法(昭和22年法律第120号)に基づく懲戒処分を表す。

資料7 点検及び監査の実施状況(主な指摘事項及び改善等措置状況)

区分	指摘事項	改善等措置状況(※)	
作成	一つのファイルに、1年以上の保存を要する文書と短期保有文書(決裁参考資料など)が混在している。	<ul style="list-style-type: none"> ・起案の段階から、1年以上の保存を要する文書と短期保有文書のいずれに該当するかを常に意識し、決裁時には、クリアファイルや分界紙を利用する等して、保存期間の異なる文書を明確に区分する。 ・文書管理(担当)者が、短期保有文書の混在がないか、定期的にファイルをチェックしていく。 ・1年以上の保存を要する文書と短期保有文書の峻別を意識した指導やミーティングを実施した。 	
整理	分類	ファイルに編めつる際には、分類を確認することを徹底し、保存に付す際も、ファイル内に他のファイルに編めつべき文書が混在していないかを確認する。	
	保存期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイルに保存に付す際には、ファイルの背表紙及び文書管理システム上の登録情報が、保存期間表の記載に沿ったものとなっているかを改めて確認するよう指導した。 ・ファイル管理簿を更新する際は、ファイルの背表紙の記載が、下級実施通達の別表や保存期間表と整合しているか確認する。 	
保存	共用のキャビネットや書庫、共有フォルダ内に、組織共用性のない個人的な資料が保管されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理担当者に対し、書庫が組織共用性のある保存場所であることを職員に意識付けるよう指導した。 ・共有フォルダに格納されている文書の保存期間満了日が一見して分かるように表示すること、保存期間が満了した文書については適切に廃棄の措置を執ること及び共有フォルダ内には組織共用性のない個人的な資料を保存しないことを周知し、文書管理者に対しては、日々の事務処理を通じて繰り返し指導するよう指示した。 ・共有フォルダについて高地家裁の運用ルールを作成し、文書の所在が的確に把握できるように分かりやすい構造とするとともに、共有フォルダ内には組織的な共用が必要な文書を保存し、保存期間満了後は速やかに消去することとした。 	
ファイル管理簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイル管理簿に記載されているファイルが存在しない。 ・ファイル管理簿に記載されていないファイルが存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイル管理簿は保有するファイルの現況を示すものであり、ファイル管理簿への記載やファイルの背表紙の記載は正確に行わなければならないことを説明し、ファイル管理簿を作成する際は実物のファイルと照合して記載を一致させるよう指導した。 ・ファイル管理簿の作成に当たっては、複数人で、ファイルの有無等を現物のファイルで確認し、管理状況の点検の際には、ファイル管理簿と現物のファイルの照合を厳密に行う。 	
	文書が存在しないファイル(空ファイル)がファイル管理簿に記載されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・空ファイルの作成を防止するため、作成・取得が予想される文書を保存するファイルを年度当初一括して作成することとはせず、文書を作成・取得した時点で随時ファイルを作成する。 ・文書管理(担当)者において文書管理システム上でファイル作成の承認を行うに当たっては、その審査を厳密に行う。 	
移管、廃棄及び保存期間等の延長	廃棄、延長(措置)	保存期間満了後、適切に廃棄又は延長の措置がされていないファイルが存在した。	保存期間が満了したファイルは、廃棄又は延長の措置を適切に行い、廃棄が承認されたファイルは、総括文書管理者の廃棄承認後、速やかに廃棄承認されたファイルのリストと廃棄対象ファイルの照合を確実に行った上、廃棄事務を行い、廃棄漏れをなくすよう指導した。
	廃棄、延長(作業)	廃棄に関する一連の作業を一人で行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄作業は、必ず複数で行うよう指導した。 ・文書管理者に対し、適切な廃棄処理を実施するうえで、誤廃棄や廃棄漏れが起こらないようなダブルチェック体制等を確立することの重要性を指導した。その際、文書管理(担当)者が廃棄事務を係任せにすることのないよう、廃棄までのスケジュール管理や人手がない場合には自ら実際の作業に加わることを指導した。
研修		<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理(担当)者等に対し、基本的な知識付与、適切な文書管理に関する知識や意識の向上のために研修を実施する。 ・職員に対し文書講座を実施し、事例を題材に問題点や留意事項等について説明した。 	

※ 各庁において措置を講ずる予定であるものも含む。